

全ての争議を解決し
安全・安心の航空を

航空連ニュース

航空労組連絡会
大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル
Tel 03-3742-3251
Fax 03-5737-7819
No.972(34-22)2020年4月4日

新型コロナウイルス感染拡大

懸念される無給休暇の拡大

休業補償制度活用し賃金補償を

全世界で感染が拡大する新型コロナウイルス。日本国内では、休校や外出の自粛要請によって人やモノの移動が制限されることから、事業や雇用、生活への影響も深刻さを増しています。

航空では、国内線は自粛要請、国際線は各国の渡航・入国制限によって大幅な運休・減便を強いられています。こうしたなか、内航・外航各社では在宅勤務の促進やコスト削減を目的に賃金カットや無給休暇の導入、新たに休業制度を導入しています。従業員を休業させるときは、無給休暇とせず政府の雇用調整助成金を活用し、減収を抑え安心して休業できる体制を整えよう。

政府の新型コロナ緊急支援策

雇用調整助成金を活用しよう

助成内容と受給金額	助成率	
緊急対応期間	4 / 1 ~ 6 / 30	
計画書は事前提出	事後提出可	1/24~6/30
休業を実施した場合の休業手当、教育をした場合の賃金相当額に対する助成率。日額上限額8330円。フリーランス定額4100円	大企業	中小企業
	2 / 3	4 / 5
教育訓練を実施したときの加算	1人1日1200円	
支給限度日数	1年間で100日+上記対象期間	
※厚労省資料を基に作成		

政府は、新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えることを求めています。そのため、政府は緊急支援策として、休業した場合、雇用調整助成金で休業手当を助成します。ただし、無給休暇の場合は助成の対象になりません。会社に

対して雇用調整助成金を活用するよう求めています。きましょう。

全日空、時限的休業制度導入

グループ会社は無給休暇募集

全日空は、地上職（整備職含む）や客室乗務員を対象に「時限的特別単日休業制度」導入を決めました。制度の期間は4月1日から来年3月31日、原則輪番で対象者に対象日を命じます。命じられた者は対象日に応じ賃金は減額されますが、その分は休業手当が支給されるので、乗務手当を除いた賃金分は補償されます。

一方、ANAの空港オペレーションを担うANA ASやOSAAPでは、社内制度として設けている休業制度（無給）の利用を促しています。同グループ内でANAは休業者に休業手当支給、グループ会社は無給ではあまりに理不尽です。政府が推奨する雇用調整助成金を活用し、従業員の賃金補償に回すべきです。

従業員に被害生じない対応求めよう

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、更なる自粛要請の拡大が予想されます。既に実施されている事も含めて再点検し、問題点は事後処理も含め、従業員に被害が生じないよう対応を求めています。きましょう。

以上